令和８年度

妊婦健康診査費の助成事業

ホームページ

１．妊婦健康診査費助成事業

安心して出産を迎えるために、妊婦健康診査を受けましょう。

対　象　者	妊婦健診受診日に**川西市に住民票のある方**	
対象期間	今回の妊娠～出産までに実施した妊婦健康診査（国内の医療機関に限る）	
助成回数金額	**合計１４回　１１万円（助成券+補助券）** ①助成券上限 4,000 円　１２回、上限 15,000 円　２回 ②補助券上限 2,000 円　１６枚	
助成内容	助成対象	助成対象とならないもの（例）
	保険診療適用外の自己負担分（自費）	保険診療の自己負担分・妊娠判定検査・消費税・特定療養費・基本的な妊婦健康診査を含まない受診（超音波検査のみ等）・予防接種・文書料・入院費・分娩費・胎児検査・出生前診断・DVD、テキスト等購入費など
申請窓口	保健センター １階	

２．助成方法

受診場所等	方法	留意点
兵庫県内の協力医療機関・助産所 川西市内で助成券を利用出来る医療機関等 **川西市総合医療センター・高橋産婦人科医院・ふかみレディースクリニック・レディースクリニックかとう・しまざき助産院・KY レディスクリニック**	①補助券の使用時は、名前・生年月日を記入してください。 ②受診の際に助成券・補助券を提出してください。	・助成券は、健康診査１回につき１枚のみ使用できます。 ・補助券は、助成券１枚につき利用可。使用枚数に制限はありません。 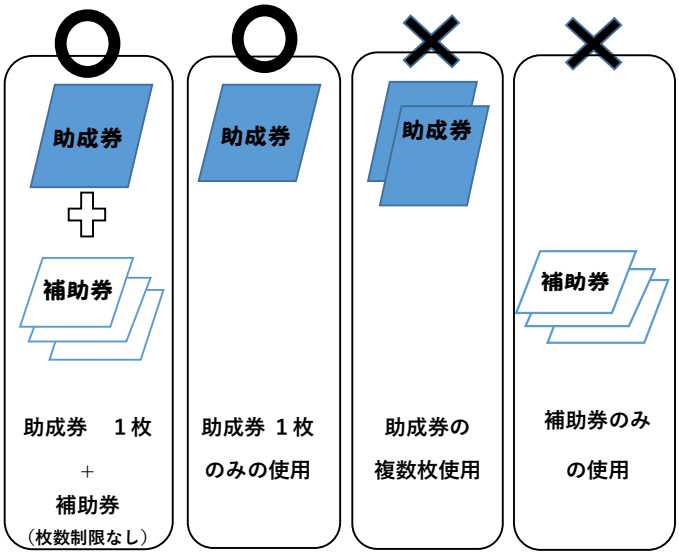 ・助成券と補助券枚数分の合計金額が上限となり、上限を上回る場合は自己負担となります。 ・助成券・補助券は、本人以外使用できません。また、今回の妊娠に限り有効です。 ・一旦使用された助成券・補助券は変更できません。 ・助成券と補助券を紛失された場合，再発行はできません。万が一紛失された場合は、償還払いで請求していただけます。

受診場所等	方法	留意点
助成券を使用していない妊婦健診 （助成券交付前など）	出産後（全ての妊婦健康診査終了後）に保健センターへ妊婦健康診査払い戻し手続きをしてください。	・未使用の助成券の券種・返却枚数に応じて、妊婦健康診査費払い戻し手続きをしてください。助成金は、指定口座に振り込みます。
兵庫県内の協力医療機関以外の病院・助産所	出産後（全ての妊婦健康診査終了後）に保健センターで妊婦健康診査費払い戻し手続き（※下記参照）をしてください。	・健診費用を一旦支払い、領収書・明細書は保管してくだい。

３．妊婦健康診査費払い戻し手続き

対象：助成券を使用していない妊婦健康診査

申請期限：最終の妊婦健康診査日から２年以内

【手続きに必要なもの】
□母子健康手帳 □医療機関･助産所発行の領収書（原本） □医療機関･助産所発行の明細書（発行されている場合） □通帳・キャッシュカード等の写し （振り込み口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人（カナ）が確認できるもの） □代理申請の場合は、本人（妊婦）の印鑑（シャチハタ不可）
【お持ちの方はご持参ください】 □妊婦健康診査費支給請求書 □助成券（残った分） □妊婦健康診査費受診状況報告書（医療機関・助産所記入のもの） ※母子健康手帳交付前の妊婦健康診査費を請求する場合

Q＆A

Q１　助成券をもらった後に、入籍して姓が変わったのですが助成券はどうしたらいいですか？

→A　助成券に入籍後の姓名を赤字で記入してもらうことで使用可能です。

Q２　市内で引っ越しをしたのですが、助成券はどうしたらいいですか？

→A　助成券に新しい住所を赤字で記入してもらうことで使用可能です。

Q３　市外に引っ越しをしたのですが、助成券はどうしたらいいですか？

→A　転出後は、助成券・補助券の利用できませんので破棄願います。
転出先の妊婦健診の助成については転出先市町村にお問い合わせください。

Q4　妊婦健診費が助成券の額を下回った場合、差額は返金されますか？

→A　助成額に満たない場合の差額の返金はありません。

Q5　出産後、助成券が残りました。余った助成券を換金できますか？

→A　現金での返金は致しません。助成券を使用しない妊婦健康診査費の領収書があれば、
助成券の残り枚数分を限度に助成可能ですので、妊婦健康診査費払い戻し手続きをしてください。

【問い合わせ先】川西市保健センター
〒666-0016　川西市中央町 12-2
☎　072-758-4721（土・日・祝日を除く午前９時～午後５時）